

Monthly Note

vol.122

(全労済協会だより)

2017年3月号

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- **中央大学寄附講座 一般受講者を募集しています** ————— 1
4月より中央大学法学部にて寄附講座を開講します。
※詳しくは同封のチラシをご覧ください。
- **静岡講演会 開催のご案内** ————— 1
2017年 5月 13日(土)に静岡県男女共同参画センター「あざれあ」にて講演会を開催します。
※詳しくは同封のチラシをご覧ください。
- **労働者共済運動研究会を開催しました** ——— 2
2017年 1月 25日(水)に労働者共済運動研究会を開催しました。
- **(公財) 国際労働財団 招聘事業に協力** ——— 2
国際連帯活動として南米からの訪問団を受け入れました。
- **コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険^④」** — 3
「同一労働同一賃金ガイドライン」について考えます。
- **シンポジウム報告書を刊行しました** ————— 4
2016年シンポジウム報告書「2025年の日本 破綻か復活か」
- **研究報告誌を刊行しました** ————— 4
●公募研究シリーズ^⑤
母子世帯の子育ての困難をめぐる重層的要因
ー 子育て関連ケイパビリティの検討と
大阪府の支援団体調査からの分析ー
研究代表者：立命館大学 衣笠総合研究機構
(生存学研究センター) 客員研究員 村上 潔
- **全労済協会からのお知らせ** ————— 4
●当面のスケジュール
- **シリーズ自治体提携慶弔共済保険**
よくあるお問合せ Q&A その2
- **法人火災共済保険保険料試算依頼書**
お見積りはこちらから!!

中央大学公開講座 一般受講者を募集しています

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

当協会は4月より中央大学法学部にて寄附講座を開講します。正規登録学生の受講する本講座を、全講義「公開講座」とし、学生以外の一般の受講者を募集しています!!

この機会に学生と一緒に講義に参加してみませんか? 皆様のご参加をお待ちしております。

- **日 時** : 2017年 4月 19日～7月 26日 (毎週水曜日 ※GWを除く) 15:00～16:30
- **場 所** : 中央大学 多摩キャンパス (東京都八王子市東中野 742-1)
- **テ マ** : 福祉と雇用のまちづくり

締め切り
間近!

本件に関する中央大学へのお問い合わせはご遠慮ください。

お問い合わせは全労済協会調査研究部 まで。 < TEL:03-5333-5126 (代) >

静岡講演会 開催のご案内

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

静岡県静岡市において、メディア等でもご活躍中の片山善博氏をはじめ、静岡県知事の川勝氏、浜松市長の鈴木氏をお招きして、「地方創生」をテーマとした講演会を開催します。参加申し込み受付中です!! 皆様のご参加をお待ちしております。

- **日 時** : 2017年 5月 13日(土) 13:00～16:30 (予定)
- **場 所** : 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」(JR 静岡駅より徒歩 9分)

HP・ハガキにて
申込み受付中!

労働者共済運動研究会を開催しました

当協会の主催する「労働者共済運動研究会（運営企画委員長 大濱直之氏）」では、2017年1月25日（水）に第13回の研究会を開催しました。

研究会の前半では、研究会の諮問組織より下田祐二氏（ワーキングチーム長）にご登壇いただき、「非正規労働者に向けた相互扶助のあり方」の検討状況について報告を受けました。

つづく後半では、みずほ情報総合研究所の藤森克彦氏にご登壇いただき、若年層から壮年層における労働・雇用環境の変化とその影響についてのご講演を賜りました。



報告者：連合総合総務財政局総合局長
下田 祐二 氏（ワーキングチーム長）

(1) 活動報告：「非正規労働者に向けた相互扶助のあり方」について

ワーキングチームは運営企画委員会からの諮問に基づいて「非正規労働者に向けた相互扶助制度のあり方」について議論しています。

今後、さらにあり方についての議論を重ね2017年5月末に答申書として取りまとめる予定です。

(2) 基調講演：「若年層から壮年層における労働雇用環境の変化とその影響」

藤森氏「今、きちんと消費税を引き上げて財源を確保し社会保障の機能強化をしていくことが経済成長の基盤になり、中間層を増やすことにもつながってくると思います。

現在の日本には、無職になってしまう方や、親と同居されている未婚の方で介護離職される方が非常に増えており、とても不安定な生活状況におかれている方々が増えています。これにより日本の中間層が薄くなっていますが、このような不安定な生活状況の方々を支援して世帯を持てる状況にしていかななくてはならないと思います。」



講師：みずほ情報総研社会保障
藤森クラスター主席研究員
藤森 克彦 氏

(公財)国際労働財団 招聘事業に協力 国際連帯活動として南米からの訪問団を受け入れました。

当協会では国際連帯活動の一環として、公益財団法人 国際労働財団 (JILAF) の実施する「労働組合指導者招へい事業」への活動支援を行っています。2016年5月～2017年1月の活動として①カンボジア・インドネシア、②ラオス・ベトナム、③中国・タイ、④中東・アフリカ北部および⑤南米の5つの招聘チームの受け入れを予定しており、今年度最後の取り組みとして南米チーム（アルゼンチン1名、ブラジル4名、チリ1名、コロンビア2名、ウルグアイ2名）を受け入れて「相互扶助制度の検討に向けて」と題した全労済の事例を用いた日本の労働者共済の歴史と現状についての講義を実施しました。

日時・場所：2017年1月27日（金）10：00～12：30 当協会会議室

対 象：南米チーム10名

研 修 内 容：日本の労働者共済の歴史と現状 全労済の事例を中心に



昨年(2016年)12月に「同一労働同一賃金ガイドライン案」が公表されました。今回はこれを考えます。

Q1. 同一労働同一賃金ガイドライン案とは何ですか。

A1. 安倍内閣の「新三本の矢」(GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ)の実現をめざした一億総活躍国民会議(2015年10月設置)は、2016年2月の第5回会議で非正規雇用労働者の待遇改善を議論しました。参考人の東京大学水町勇一郎教授(労働法)は、そのためには同一労働同一賃金の推進が重要であり、その先進国であるEUではパートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者に対する合理的な理由のない不利益取扱いの禁止が法制度化されていると説明。同時に、労働の質、勤続年数、キャリアコースなどの違いが同一労働同一賃金原則の例外として考慮されており、日本でもこの原則の導入は可能だと指摘しました。一億総活躍国民会議がまとめた「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月閣議決定)では、一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革の方向として、①同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、②長時間労働の是正、③高齢者の就労促進、が示されました。

これを受け2016年9月発足の働き方改革実現会議では、「働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定」を目的に、総活躍プランが示した3項目に加え、賃金引上げ、柔軟な働き方、働き方中立の社会保障と税、子育て・介護と仕事の両立など合計9つのテーマを議論しました。特に同一労働同一賃金の実現には、三法(労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法)改正が必要であり、その実効性をもたせるために、具体的な判断基準を早めに示すべきだとされました。その結果、2019年4月施行(予定)をめざして、2016年12月に「同一労働同一賃金ガイドライン案」が公表されました。

Q2. ガイドライン案はどのような内容ですか。

A2. ガイドライン案は、「正規か非正規かという雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現」、つまり「正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指す」ことを目的として策定されました。そして、職場における待遇差の不合理性の予測可能性を高め、待遇改善の取り組みを促進しながら、今後の法改正の審議などを踏まえて最終的に確定するとしました。

その上で、有期雇用労働者とパートタイム労働者について、基本給(職能給、成果給、勤続給それぞれの場合)、手当(賞与、役職手当、特殊作業環境手当、交替制など特殊勤務手当、精皆勤手当、時間外・深夜・休日労働手当、通勤手当・出張旅費、食事手当、単身赴任手当、地域手当)、福利厚生(食堂・休憩室・更衣室などの福利厚生施設、

転勤者用社宅、慶弔休暇・健康診断に伴う勤務免除、病気休職、勤続期間に応じた法定外休暇)、その他(教育訓練、安全管理措置・給付)において、待遇差の不合理性の基準と具体例(「問題とならない例」と「問題となる例」)を示しました。特に、基本給の違いについて、将来の役割期待が異なるという主観的・抽象的説明では足りず、「職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない」とされた点、賞与も対象にしたことで抜け道を防ぎ、かつ大きな待遇差の解消をめざした点、福利厚生や教育訓練も対象にしたことで、多様な働き方への意欲とキャリア開発を促進した点が注目されます。

なお、派遣労働者については、派遣先の労働者との均等・均衡待遇の原則が示されるに止まりました。

Q3. ガイドライン案の議論は今後どう進むのですか。

A3. ①退職金・住宅手当・家族手当の考え方、②非正規労働者との格差を是認する労使合意の有効性、③同一労働同一賃金のための正社員の労働条件引下げの是非、などがガイドラインには触れていません。これらについては、①均等・均衡待遇の趣旨から判断して明確化し、②非正規労働者の意見を十分に汲み上げながら労使協議を行う必要があるとともに、③同一労働同一賃金をめざす趣旨が、労働生産性の向上と労働分配率の引き上げ、売上増と企業収益の拡大の好循環により経済成長をめざすことだとすれば、就業規則の不利益変更の議論を待つまでもなく、正社員の労働条件引下げは原則として認められないとも考えられます。

しかし、現実に非正規労働者の待遇改善の原資をどう確保するのか、場合によっては正規労働者の手当などの見直し・再編が必要となるかもしれません。これまでの不合理な待遇差を解消するための先進的取り組みである、私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部の契約社員の正社員化の取り組みや、福岡のエフコープ生活協同組合のフルタイムスタッフと定時スタッフ(短時間労働者)との均等・均衡待遇の取り組みなど、痛みを伴いつつも働く者全体にとって大きな改善を図った、労使双方の真摯で粘り強い取り組みから学ぶことは多いと思われます。

総理による車座や厚生労働省の「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」の議論を別にすれば、実質的に3回の会議(1回1時間、構成員約20人による一人約2分の発言に続き、総理の総括発言などで終了)でまとめられた今回のガイドライン案ですが、今後の労働政策審議会での検討と、個別企業をはじめ全国レベル、産業別などでの納得性と透明性のある労使協議を通じて、職場にガイドラインが定着していくことを期待したいと思います。

シンポジウム報告書を刊行しました

本誌 vol.119 でご紹介しました、シンポジウム「2025年の日本 破綻か復活か」(2016年10月24日に東京の有楽町朝日ホールにて開催)の報告書を刊行しました。同報告書をご希望の方は、当協会ホームページの「報告誌ライブラリー」の「シンポジウム・講演会報告誌」ページからお申し込みください。



● 2016年シンポジウム報告書「2025年の日本 破綻か復活か」

【概要】

日時：2016年10月24日(月) 14:00～17:00

場所：有楽町朝日ホール

構成：基調講演① 村木 厚子 氏 (前厚生労働事務次官)

基調講演② 駒村 康平 氏 (慶應義塾大学経済学部教授)

パネルディスカッション 戎野 淑子 氏 (立正大学経済学部教授)

大原 裕介 氏 (社会福祉法人ゆうゆう理事長)

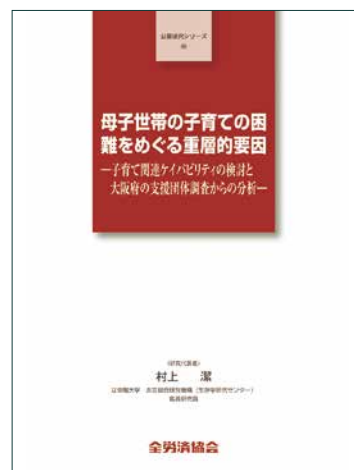
村木 厚子 氏、駒村 康平 氏

<総合司会・コーディネーター> 渡辺 真理 氏 (アナウンサー)

新刊

研究報告誌を刊行しました

公募委託調査研究の成果として研究報告誌を刊行しました。ご希望の方は、当協会ホームページの「報告誌ライブラリー」の「公募研究シリーズ」ページから該当の報告誌をお申し込みください。



● 公募研究シリーズ ⑥⑤

「母子世帯の子育ての困難をめぐる重層的要因

—子育て関連ケイパビリティの検討と大阪府の支援団体調査からの分析—

(研究代表者：立命館大学 衣笠総合研究機構 (生存学研究センター)

客員研究員 村上 潔)

新刊

全労済協会からのお知らせ

● 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な内容など
2017年4月18日(火)	2016年度第2回運営委員会	2017年度事業計画(案)について
5月13日(土)	静岡講演会	(於) 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」
5月17日(水)	第157回理事会	2017年度事業計画(案)、2017年度収支予算(案)について
5月31日(水)	第53回(臨時)評議員会	2017年度事業計画(案)、2017年度収支予算(案)について

Monthly Note (全労済協会だより) vol.122 2017年3月

発行: **全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

発行人: 高木剛 編集責任者: 安久津正幸

< 本人死亡保険金 >

■ 死亡した会員の年齢について

死亡保険金請求の際の「会員本人の年齢」の数え方について教えてください。

会員様死亡時の年齢は「各サービスセンター等の契約更新日（4月1日等）時点の満年齢」となりますのでご注意ください。

- ◎ 保険期間の初日に会員であった方 ⇒ 契約更新日の満年齢
- ◎ 保険期間に途中で会員となった方 ⇒ 会員となった日の満年齢

■ 全労済協会への提出書類について

会員本人が死亡しました。請求書類は何を提出すればよろしいでしょうか。

死亡保険金が10万円を超える場合は、死亡診断書のほかに、会員と保険金受取人の関係を証明するもの（戸籍謄本の写しなど）が必要です。

また、請求書の受取人欄の押印（認印可）は必須となります。（100万円以上は実印）

■ 死亡保険金受取人の順序

会員本人死亡のときの保険金受取人の順序について

- ① 死亡した会員の配偶者
- ② 会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ 会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた会員の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない会員の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤ ③に該当しない会員の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

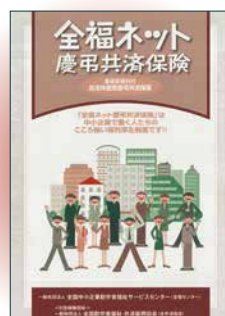
* 受取る順位は各②から⑤の記載の順序によります。

■ 保険金受取人が複数名いる場合

会員が死亡し配偶者も既に死亡しており、保険金受取人が子供（複数人）ですが、どうすればよいですか？

保険金受取人が同順位に複数いる場合は、受取人代表者を決めていただき、その方が代表して保険金を請求してください。その際、代表者以外の方からは委任状を提出していただきます。

【自治体提携慶弔共済保険 商品の紹介】



全国の中小企業で働く勤労者の相互扶助・福利厚生を充実させるために勤労者福祉サービスセンター等が行っている給付事業をサポートするための制度です。

法人火災共済保険 保険料試算依頼書

依頼日	年	月	日
団体名			
ご担当者氏名			
ご連絡先	TEL		
	FAX		
	E-MAIL		

建物の所在地	都道府県
--------	------

建物の所有形態	所有・借家
---------	-------

専有面積	m ² ・坪
------	-------------------

加入対象	建物のみ・動産のみ・両方
------	--------------

建物の構造 <small>(柱・梁・床の構造を回答ください)</small>	鉄筋コンクリート・鉄骨耐火・鉄骨造・木造・簡易建物
---	---------------------------

現在の火災保険への加入状況 <small>※加入されている場合のみご記入ください</small>	建物	万円	動産	万円	保険料 (掛金)	円
---	----	----	----	----	-------------	---

 **全労済協会** FAX:03-5351-0421

〈2017年3月号・Vol.122〉